

工事施工及び工事関係書類作成にあたっての留意事項

工期について

工期内に検査依頼を行う必要があるため、工事関係書類を工期末日の5日前までに提出すること。

土浦市役所環境保全率先実行計画

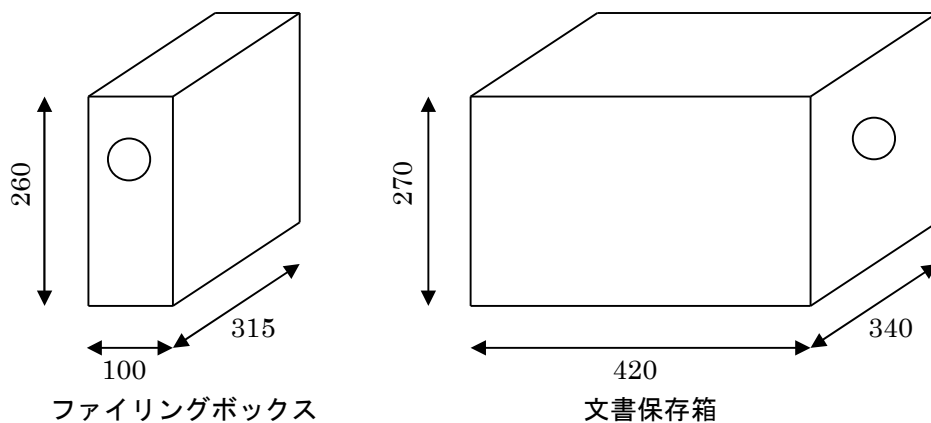
別紙土浦市役所環境保全率先実行計画のとおり、環境に配慮した公共事業の推進に取り組むこと。

工事関係書類の提出方法について

工事関係書類はA4横型のファイリングボックス（幅100×奥315×高260mm程度）に入れて提出すること。

ファイリングボックスが3個以上になる場合は、上記ファイリングボックスが4個入る大きさの書類保存箱（ダンボール）（幅420×奥340×高270mm程度）に入れること。

ファイリングボックス及び書類保存箱には下図の○の面にそれぞれ工事年度，工事番号，工事件名，工事場所，請負業社名を記入すること。



記入例

H27市単公下第1号 高津処理分区公共下水道（污水）工事 小松一丁目地内 ○○建設(株)

施工計画書の記載事項について

- 1 工事概要
 - 1-1 工事概要
 - 1-2 工事内容
- 2 計画工程表
- 3 現場組織表
- 4 安全管理
 - 4-1 安全管理対策
 - 4-2 安全管理組織表
 - 4-3 イメージアップ
 - 4-4 保安施設位置図
- 5 主要機械 ※指定機械（騒音振動，排ガス対応等，バックホウ吊能力）
- 6 主要資材 ※納入業者，算出根拠の添付
- 7 施工方法
 - 7-1 測量準備工 ※資材置場等（位置図，土地の地番・地目）
 - 7-2 工事施工の手順概要
 - 7-3 作業方法 ※構造物の基礎幅・厚さ等の記入
 - 7-4 仮設備計画
- 8 施工管理計画
 - 8-1 品質管理 ※管理項目，規格値
 - 8-2 出来形管理 ※管理項目，規格値
 - 8-3 写真管理
- 9 緊急時の体制及び対応
 - 9-1 組織表
 - 9-2 緊急時の連絡系統図
- 10 交通管理
- 11 環境対策
- 12 現場作業環境の整備
- 13 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- 14 その他
 - ・ イメージアップの内容
 - ・ 官公庁への手続き
 - ・ 地元への周知
 - ・ 休日

※工事着手前に必ず提出

使用材料割増率

工 種	種 別	使 用 材 料 名	割 増 率	単 位 数 量
土 工	埋め戻し	基礎用埋め戻し用砂	1.26	
		改良土	1.33	
改 良 土 運 搬	ほぐし土		1.2	
ストックヤード運搬	地山		1	
基 礎 工		再生碎石RB-40	1.2	
		基礎用埋め戻し用砂	1.26	
路 盤 工	車道		1.27	
	歩道		1.27	
舗 装 工	車道	再生密粒, 再生粗粒	1.07	2.35t/m3
		再生細粒	1.07	2.30t/m3
	歩道	再生細粒	1.1	2.15t/m3
	乳剤	プライムコート		126ℓ/100m2
		タックコート		43ℓ/100m2
コ ン ク リ ー ト	無筋		1.07	
	鉄筋		1.03	
	小型		1.06	

単位数量（下水道一位代価表）

工 種	種 別	使 用 材 料 名	単位数量	基 礎 形 状
管 基 礎 工 (塩 ビ 管)	内径200	基礎用埋め戻し用砂	0.03m3/m	0.3m*0.1m*1m
	内径250		0.053m3/m	0.35m*0.15m*1m
マンホール基礎工	0号	RB-40 基礎厚200mm	0.87m2/箇所	φ1,050mm
	特1号		1.1m2/箇所	0.9m*1.2m
	1号		1.1m2/箇所	φ1,200mm
	2号		1.9m2/箇所	φ1,550mm
	3号		2.8m2/箇所	φ1,900mm
	小型レジン		0.34m2/箇所	φ660mm
	小型コンクリート		0.38m2/箇所	φ700mm
汚 水 桝 基 礎 工	塩ビ製	基礎用埋め戻し用砂	0.007m3/箇所	φ300*0.1m

※上記のマンホールの基礎形状は土浦市公共下水道排水施設工事標準構造図から算出したものであり、標準構造図と異なるものを使用する場合は、基礎形状を底版の幅+100mmとすること。

排出ガス対策型建設機械

下表の建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械を使用すること。

一般建設機械	バックホウ トラクタショベル（車輪式） 発動発電機（可搬式（溶接兼用機を含む。）） 空気圧縮機（可搬式） 油圧ユニット（基礎工事に用機械で独立したもの） ローラ（ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ） ホイールクレーン（ラフテレーンクレーン）
--------	--

※排出ガス対策型建設機械使用の原則化の改正について（通知） 平成14年3月26日 検第117号

建退共の共済証紙購入について

元請事業主は、建設現場ごとの元請・下請を含めた対象労働者及び当該労働者の就労日数を的確に把握し、必要な枚数を購入することとなっているが、的確な把握が困難である場合においては、独立行政法人勤労者退職金共済機構が定めた以下の表を参考とすること。

以下の表を参考とする際には、「就労者延べ就労予定数」の7割が建退共制度の対象労働者であると想定して算出された値が示されていることを踏まえ、当該値に〔対象工事における労働者の建退共制度加入率(%) / 70%〕を乗じた値を参考とすること。

(計算例)

総工事費 50,000千円で労働者の建退共制度加入率が50%の場合

$50,000,000 \times 3.1/1000 \times 50(\%) / 70(\%) = 110,714$ 円(共済証紙代金の参考値)

表 下水道管渠工事等における共済証紙の購入割合

総工事費(千円)	購入割合
1,000～9,999	4.1/1000
10,000～49,999	3.6/1000
50,000～99,999	3.1/1000
100,000～499,999	2.3/1000
500,000以上	1.8/1000

なお、建退共に関する提出書類については、以下のものがあり、請負金額が500万円以上の工事の請負者は該当するものを提出すること。

建設業退職金共済証紙購入状況報告書

対象：共済証紙を購入する全ての工事

建設業退職金共済証紙（無購入・購入遅延）理由書

対象：共済証紙を無購入、または共済証紙を契約後30日以内に購入できない場合

建退共制度に係る被共済者就労状況報告書の写し

対象：下請負契約がある工事（2次以降についても提出の対象）

材料使用届について

下記について、記入漏れがないか確認すること。また工事前に必ず提出すること。

- ・提出日
- ・工事件名等
- ・使用部材等のマーキング
- ・期限のある材料の期限 ※1
- ・使用数量が施工計画書の主要材料数量と同じであること

※1 配合計画書、配合設定書、試験成績表の有効期限は材料使用届の提出日からの期間ではなく、以下の期間である。

生コンクリート	同一配合期間
生アスファルトコンクリート	設定の日から6ヶ月
碎石	試験結果通知の日から3ヶ月
乳剤	製造日から60日
砂	試験結果通知の日から3ヶ月

- ・碎石、生コンクリート、生アスファルトコンクリート、コンクリート二次製品（コンクリートブロック、長尺U字溝等）については、茨城県土木部指定工場の生産品を使用すること。

品質管理及び出来形管理の統一事項

- ・路床エブルーフローリング試験の実施（W=5.5m以上かつL=200m以上）
- ・舗装平坦性試験の実施（舗装W=5.5m以上かつA=1000m²以上）
- ・区画線厚の測定の実施（L=500m以上）
- ・区画線出来形図の作成（L=500m以上）
- ・アスファルト舗装のコア採取による品質管理
100m²未満はコア採取不要
100m²以上300m²未満はコア2箇所採取し、舗装厚の確認
300m²以上は密度試験、アスファルト量抽出試験を実施
- ・上層路盤の密度試験の実施（A=300m²以上）
- ・平板載荷試験（下水道の掘削幅の様に狭い箇所は不要）

COBRIS入力システムについて

COBRISを使用すること。

再生資源利用計画書（実施書）について

- ・コンクリート 設計数量（m³）×2.35t
- ・土砂 締固め後の数量を入力すること

再生資源利用促進計画書（実施書）について

- ・建設発生土 計画書については、第3種建設発生土欄に記入
実施書については、土質データのコーン指数による
 - ・搬入量が20m³以上は、土質データの提出
 - ・コーン指数が800kN/m²以上の場合は、第2種建設発生土欄に記入設計書に発生土埋戻しがある場合は、現場内利用欄に記入
 - ・設計数量を地山換算（×1.11）する搬出先については、以下のとおりとする
 - ・土質改良土プラント 4.改プラ（決）
 - ・ストックヤード 6.スト（決）

工事写真帳について

デジタルカメラで撮影した工事写真については、コピー用紙（A4またはA3）に印刷したものを、工事写真帳として提出すること。

補単合併工事の工事関係書類作成について

施工計画書、材料使用届、工事主要材料使用総括表、品質管理、出来形管理及び再生資源利用計画書・促進計画書については、補単合併1部のみを提出すること。ただし、品質管理及び出来形管理については、管理図等における測点が補助分であることを明示すること。また、出来形数量一覧表の設計値、実測値は補単を分けて記載し、出来形平面図についても補単の区別ができるように記載すること。

工事写真帳については、補単を分けて提出すること。なお、補単の区分ができないものは補助分とすること。

付 則

この要綱は、令和元年5月30日から施行する。